

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第9号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第2条の3の企業長が別に定める特別休暇等）</p> <p>第3条 条例第2条の3第2号の企業長が別に定める特別休暇は、大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）第25条第1項第12号に規定する特別休暇のうち多胎妊娠の場合の特別休暇とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）</p> <p>第4条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「給与規程」という。）第52条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（次項に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（1）</u> 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間及び地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間</p>	<p>（条例第2条の3の企業長が別に定める特別休暇等）</p> <p>第3条 条例第2条の3第2号の企業長が別に定める特別休暇は、大阪広域水道企業団職員就業規則（大阪広域水道企業団管理規程第31号）第25条第1項第12号に規定する特別休暇のうち多胎妊娠の場合の特別休暇とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）</p> <p>第4条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「給与規程」という。）第52条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（次項に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>ア</u> 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休</p>

(2)・(3) (略)

3 給与規程第55条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第15号）第3条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）により勤務しなかった期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第5条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日（給与規程第30条第1項に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の号給を調整することができる。

業をしていた期間

イ・ウ (略)

3 給与規程第55条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第15号）第3条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）により勤務しなかった期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整）

第5条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日（給与規程第30条第1項に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の号級を調整することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。